

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

申請の区分						手数料(円)
適合性判定 (法12条、 法13条)	認定(※1)を 受けた 建築物	単独	認定申請建築物			不要 (みなし規定) (※3)
		複数棟	認定申請建築物			
	認定を 受けていない 建築物	他の建築物 (※2)	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以下	10,000	
				300m ² 超	17,000	
		工場等以外 の部分	モデル建物法	300m ² 以下	94,000	
				300m ² 超	120,000	
		工場等の部分	標準入力法 主要室入力法	300m ² 以下	246,000	
				300m ² 超	309,000	
			標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以下	20,000	
				300m ² 超	28,000	
適合性判定 変更申請 (法12条、 法13条)	認定を 受けた 建築物	単独	認定申請建築物			不要 (みなし規定)
		複数棟	認定申請建築物			
	認定を 受けていない 建築物	他の建築物	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以下	6,000	
				300m ² 超	10,000	
		工場等以外 の部分	モデル建物法	300m ² 以下	48,000	
				300m ² 超	61,000	
		工場等の部分	標準入力法 主要室入力法	300m ² 以下	124,000	
				300m ² 超	156,000	
			標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以下	11,000	
				300m ² 超	16,000	
軽微変更 該当証明 (省令10条)	認定を 受けた 建築物	単独	認定申請建築物			該当なし (※4)
		複数棟	認定申請建築物			
	他の建築物 (工場等以外 の部分)	モデル建物法	300m ² 以下	24000(※5)		
			300m ² 超	30000(※5)		
		標準入力法 主要室入力法	300m ² 以下	62000(※5)		
			300m ² 超	78000(※5)		
	他の建築物 (工場等の部分)	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以下	5000(※5)		
			300m ² 超	8000(※5)		
	工場等以外 の部分	モデル建物法	300m ² 以下	24,000		
			300m ² 超	30,000		
標準入力法 主要室入力法		300m ² 以下	62,000			
		300m ² 超	78,000			
工場等の部分	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	300m ² 以下	5,000			
		300m ² 超	8,000			

(※1)消費性能向上計画認定(法第34条)

(※2)複数等認定における認定を受けた建築物以外の建築物

(※3)消費性能向上計画認定を受けた建築物はみなし規定により適合性判定を提出したとみなす(法第35条第8項)

(※4)消費性能向上計画の軽微変更手続を行う

(※5)消費性能向上計画の計画変更若しくは軽微変更の手続を行った上で申請

● ハッチング箇所は手数料条列別表上記載なし

※適合性判定を受けた建築物の完了検査

適合性判定を受けた建築物が完了検査を受ける場合は、建築基準法完了検査手数料に下記手数料が加算される。

・完了検査手数料加算額

特定建築物の部分	床面積(m ²)	完了検査手数料
工場等以外の 部分	～30以内	2,000
	30超～100以内	2,000
	100超～200以内	3,000
	200超～500以内	5,000
工場等の部分	～30以内	1,000
	30超～100以内	1,000
	100超～200以内	1,000
	200超～500以内	1,000